平成３０年（フ）第９９４号
大阪府八尾市小畑町１丁目10番地の41
債務者　米澤　啓之
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１０３号
大阪府高槻市牧田町２番５―109号
債務者　谷　　澄子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１１７号
大阪府門真市上野口町51番17号
債務者　藤井　恵理
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１２４号
大阪府吹田市寿町１丁目15番21号
債務者　樋口　武司
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２２０号
大阪市平野区瓜破２丁目１番６―304号
債務者　竹縄　公徳
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２７４号
大阪府池田市天神２丁目３番13―408号
カーサ天神、前住所大阪府寝屋川市三井が丘４丁目12番２―901号
債務者　浅田　　康
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３０７号
大阪市平野区瓜破東２丁目７番24―504号
債務者　吉川千代子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３１８号
大阪市淀川区東三国５丁目15番14―606号
債務者　梶並　啓子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３５５号
大阪府東大阪市川田１丁目12番８号、前住所奈良県生駒郡平群町菊美台３丁目２番13号
債務者　野口　千景
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３７２号
大阪市住吉区大領４丁目16番４号　光ハイツ103号
債務者　曽我部大作
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３８４号
大阪府東大阪市長栄寺６番11―506号
債務者　新免　法子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４００号
大阪府高槻市郡家新町21―303号
債務者　森地　玲奈（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３３号
北海道室蘭市沢町12番14号
債務者　伊吹寿美江
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
北海道室蘭市港北町１丁目１番12号
債務者　小川　　純
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第７５号
岩手県紫波郡紫波町中島字前郷６番地15
債務者　舘澤　　誠
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第４７号
群馬県太田市東矢島町1171番地１
債務者　ゲプテ　マーク　ルイ　サン　アンドレス（ＧＥＰＴＥ　ＭＡＲＫ　ＬＯＵＩＥ　ＳＡＮ　ＡＮＤＲＥＳ）
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第５２号
新潟市東区石山６丁目14番26号、前住所新潟県新発田市新富町２丁目764番地１アネシスバス株式会社社内（住民票上の前住所）新潟市中央区弁天橋通２丁目31番２号
債務者　加藤　　保
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部